

玉城町告示 129号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年11月30日

玉城町長 辻村修一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
岡村
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和3年11月30日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
経営体数  
法人 0 経営体  
個人 3 経営体  
集落営農（任意組織） 0 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
18. ha の内農地中間管理機構の利用率は 21%であるが、今後は農地中間管理機構を活用し中心経営体へ集約を進める。
- 6 地域農業の将来のあり方
  - ・一つの中心経営体が 18.0ha の内 11.5ha を耕作し、集積・集約が進んでおり、集積においては約 10ha まとまりのある農地を耕作している。今後、中心経営体に順次集積し、集約を進めていきたい
  - ・中心経営体の集約を進め、担い手の作業効率化また、除草作業の軽減化を図るために農地の大区画化等の農地整備に取り組む